

教育相談室

(1) 来所相談（面接）

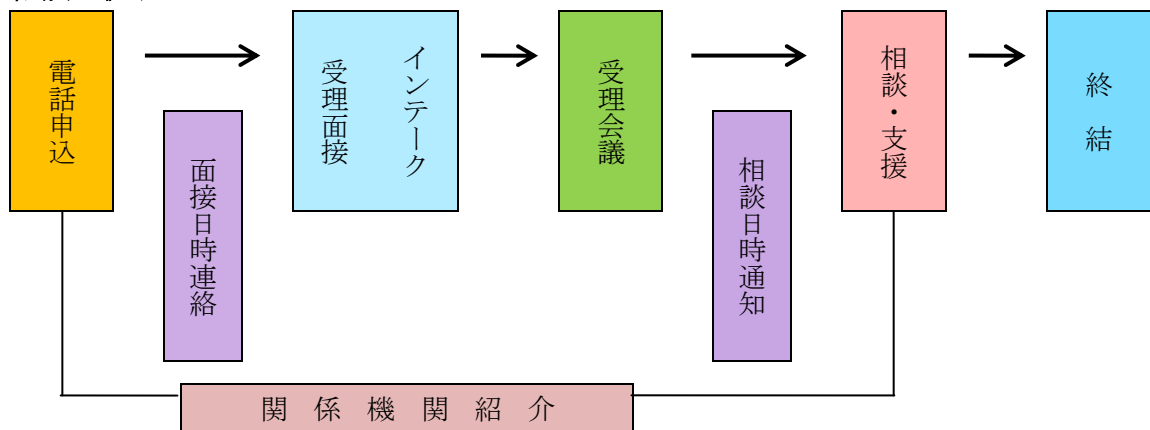
狛江市在住小・中学生の悩みや心配ごとについて、本人・その保護者・関係者の相談を専門教育相談員（臨床心理士）が応じます。また、発達・ことばの相談については、言語聴覚士が相談に応じます。

- ・ 相談は原則として保護者からの申し込みで始まります。
- ・ 受理面接時に「相談申込書」を提出していただきます。
- ・ 受理会議で相談担当者を決定します。
- ・ 相談時間は原則として50分です。電話で予約を受け付けます。相談費用は無料です。
- ・ ご相談の内容によっては、保護者の了解を得た上で、学校・医療機関・児童相談所など、他機関との連携を行うこともあります。
- ・ 終結は、
 - ①相談者の主訴が解消された時
 - ②保護者の申し出があった時
 - ③相互の合意があった時

となります。

なお、年度末には相談を継続するかどうか改めて確認いたします。

<相談の流れ>



(2) 小学校教育相談

各小学校に専門教育相談員が原則週2日勤務し、児童・保護者・学校関係者を対象にして児童に関わる課題について、現場対応型・予防型の相談を行います。

(3) 発達・ことばの訪問相談

各小学校に月2回、言語聴覚士が訪問し、ことばや聞こえを中心に相談に応じ、助言と支援を行います。

(4) 電話相談

電話番号 03-3430-1411

相談時間(月曜日～金曜日) 9:30～17:15

※ 土曜日、日曜日、祝日等は除く